

障害者グループホームの開設について

障害者グループホームを開設するには、「障害福祉サービス」を行う事業者として、東京都より指定を受ける必要があります。以下東京都の指定を受けるまでの主な流れをお示します。

1. 事業者向け説明会への出席

東京都において「東京都障害者グループホーム説明会」を開催しています。令和4年度より直近1年以内での説明会への出席が東京都への来庁相談の条件となっています。

<担当>

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当
TEL:03-5320-4151

2. 法人格の取得

GHの運営には法人格が必要です。法人登記及び定款の目的に障害福祉サービスの運営の旨の記載が必要になります。

3. 事業計画の作成

事業者として、どのようなグループホームを作りたいのか、事業計画を作ります。

法人としての運営理念・方針	法人としてどのようなグループホームを作っていきたいのか。利用者がどのように過ごすグループホームにしたいのか 等
利用者像	障害種別、障害支援区分、日中の活動先、男性・女性、利用者の入居前の状況等の想定
支援の内容	定員数、グループホーム内で行う支援の具体的な内容（食事提供、掃除・洗濯、金銭管理等余暇活動等）、1日の支援・年間スケジュール、賃料等利用者負担の想定
実施地域	どこでグループホームを開設するのか、どのような地域の環境か。
連携する機関の想定	区市町村、病院、相談支援事業所 等
収支見込	具体的に給付費や家賃支出等をベースにシミュレーション

4. 品川区障害者施策推進課への相談（品川区区内での開設計画の場合）

上記3. 事業計画をもとに、品川区障害者施策推進課にご相談ください（要予約）。なお、東京都への指定申請の際に、相談状況等の確認があります。

<担当>

品川区福祉部障害者施策推進課障害者施設計画担当
TEL:03-5742-7699

5. 物件の確保

物件	障害者グループホームは主に、自己所有または賃貸の土地・建物を使用して運営します。 グループホーム用の物件をお探しの場合には、「東京都グループホーム情報バンク」を活用するなどの方法があります。
設備基準	設備基準を満たしていないと、東京都からの指定は受けられません。 ※設備基準の詳細は東京都ホームページ等をご確認ください。
整備費補助	品川区では、障害者グループホーム等を区内に新たに設置する事業者に対し、その施設整備に要する費用の一部を補助しています。（ただし、都の障害者通所施設等整備費補助事業の交付決定（予定）を受けていることが必要。）詳細は下記担当までお問合せください。 ＜担当＞品川区福祉部障害者施策推進課障害者施設計画担当 電話：03-5742-7699
	東京都の障害者通所施設等整備費補助事業については、東京都の下記担当にご確認ください。 ＜担当＞東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当 電話：03-5320-4152

6. 建築部署への相談・消防署への相談

建築部署 ※品川区内開設 の場合	建築基準法および用途変更等建築に関することについては、計画図および既存の状態が分かる図面等、必要な資料をご持参の上、下記担当の窓口までご来庁ください。 ＜担当＞品川区都市環境部建築課審査担当（意匠） 電話：03-5742-6769
消防署	消防法を遵守するため、必ず事前に相談に行ってください。

7. 人員の確保に係る計画の作成

人員配置基準に基づいたサービス管理責任者、世話人、生活支援員の確保が必要です。人員確保に係る手段及びスケジュール等を計画する必要があります。

8. バックアップ施設との連携に係る準備

グループホームにおけるサービス提供体制の確保、夜間などにおける緊急時の対応等のため、他の障害福祉サービス事業者など（通所施設等）関係機関との連携及び支援の体制を確保する必要があります。バックアップ施設には事前に依頼を行う必要があります。

9. 医療機関との提携に係る準備

利用者の病状の急変等に備えるため、事業者はあらかじめ協力医療機関を定めておかなければなりません。また、歯科医療機関も定めるように努めなければなりません。いずれも、できるだけグループホームから近距離が望ましいです。医療機関にも事前に依頼し、指定前には協定等を締結する必要があります。

10. 東京都への事前相談ほか

「東京都への事前相談」に行ってください。その後、「指定申請書類の持ち込み」「指定申請書類の提出」「書類審査・現地確認」を経て指定となります。

※上記流れは概要をお示したものです。詳細については、東京都ホームページ等をご確認ください。